

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成25年12月18日

佐賀県知事 古川 康

◎佐賀県条例第56号

佐賀県佐賀空港条例の一部を改正する条例

佐賀県佐賀空港条例（平成10年佐賀県条例第22号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
(運用時間) <b>第3条</b> 空港の運用時間は、 <u>午前零時30分</u> から午前4時30分まで及び午前6時30分から <u>午後9時</u> までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。	(運用時間) <b>第3条</b> 空港の運用時間は、 <u>午前0時30分</u> から午前4時30分まで及び午前6時30分から <u>午後10時</u> までとする。ただし、知事は、定期便の遅延、空港の施設の建設工事等のため必要があると認めるときは、空港の運用時間を変更することができる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。